

公 示 送 達 書

公 告

令和8年5月1日付けをもって発付した下記の者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当市役所で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。  
地方税法第20条の2第2項の規定により公告します。

令和8年6月15日

廿日市市長 松本 太郎



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者
		氏名又は名称
1	令和8年度軽自動車税納税通知書	松本 辰也
2	令和8年度軽自動車税納税通知書	武田 勝博
3	令和8年度軽自動車税納税通知書	石川 幸彦
4	令和8年度軽自動車税納税通知書	高橋 千咲
	以下余白	